

○犬山市吹付けアスベスト対策費補助金交付要綱

令和2年2月17日要綱第13号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害の予防及び生活環境の保全を図るため、分析調査又は除去等（以下「事業」という。）を行う者に対して交付する犬山市吹付けアスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 市内に存する建築物のうち、民間建築物における今後のアスベスト対策について（平成29年6月22日付け国住指第810号国土交通省住宅局建築指導課長通知）により愛知県が整備するアスベスト調査台帳に記載されたものであって、吹付けアスベストが施工されているおそれのあるものをいう。
- (3) 分析調査 対象建築物について、吹付けアスベストの有無を建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）の規定により分析することをいう。
- (4) 除去等 対象建築物に係る吹付けアスベストについて、除却、封じ込み又は囲い込みの措置を行うことをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象建築物の所有者又は管理者であること。
- (2) 前号の所有者（対象建築物が共有の場合にあっては共有者全

員、所有者が法人の場合にあっては当該法人及びその代表者）又は管理者について、犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

(3) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象建築物）

**第4条** 次に掲げる対象建築物は、補助金の交付対象としない。

(1) 過去に補助金の交付を受けたもの

(2) 国、地方公共団体その他公の機関が定めた同種の補助制度の対象となるもの

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 分析調査 分析調査に要する経費の全額とし、対象建築物1棟につき25万円を限度とする。

(2) 除去等 除去等に要する経費の額に3分の2を乗じた額とし、対象建築物1棟につき180万円を限度とする。

（交付申請等）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に犬山市吹付けアスベスト対策費補助金交付申請書（様式第1）に署名し、又は記名押印し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査 次に掲げる書類

ア 対象建築物の案内図、配置図及び平面図

イ 対象建築物の登記事項証明書その他当該対象建築物の所有者

が分かる書類

ウ 事業に係る経費の見積書

エ 委任状（所有者本人が申請する場合を除く。）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 除去等 次に掲げる書類

ア 対象建築物に吹付けアスベストがあることを証する書類

イ 前号アからオまでに掲げる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、犬山市吹付けアスベスト対策費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

**第7条** 前条第2項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、犬山市吹付けアスベスト対策費補助金変更承認申請書（様式第3）に変更内容のわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、犬山市吹付けアスベスト対策費補助金変更承認通知書（様式第4）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに犬山市吹付けアスベスト対策遅延等報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告があったときは、その内容を確認し、指示書により補助事業者に必要な指示をするものとする。

（廃止及び中止）

**第8条** 補助事業者は、事業を廃止し、又は中止しようとするときは、犬山市吹付けアスベスト対策廃止（中止）届（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（着手）

**第9条** 補助事業者は、第6条第2項の交付決定後30日以内に事業に

着手しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業に着手しようとするときは、着手届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

**第10条** 補助事業者は、事業が完了したときは、犬山市吹付けアスベスト対策費補助事業完了実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（1）分析調査 次に掲げる書類

ア 分析調査の結果報告書

イ アスベストの採取状況が確認できる写真（対象建築物の外観、採取位置等が確認できるものに限る。）

ウ 事業に係る経費の請求書又は領収書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

（2）除去等 次に掲げる書類

ア 事業の施工者が発行したアスベスト改修結果報告書

イ 除去等の状況がわかる写真

ウ 前号ウからオまでに掲げる書類

- 2 前項の報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は第6条第2項の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（額の確定）

**第11条** 市長は、前条第1項の報告があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現場を検査し、適当と認めるときは、犬山市吹付けアスベスト対策費補助金確定通知書（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

**第12条** 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に犬山市吹付けアスベスト対策費補助金請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するも

のとする。

(書類の整理及び保管)

**第13条** 補助事業者は、事業の収支に関する帳簿を備えるとともに、関係書類を整理し、及び保管しなければならない。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年2月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日までに完了する吹付けアスベスト対策について適用する。
- 3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則 (令和3年3月29日要綱第43号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

#### 附 則 (令和4年3月22日要綱第41号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。(後略)

#### 附 則 (令和5年3月10日要綱第21号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。